

老後を安心してすごすために自助努力の必要性は、ますます高まっています

意向確認【ご加入前のご確認】

拠出型企業年金保険は、老後生活の資金確保を主な目的とする生命保険です。

ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

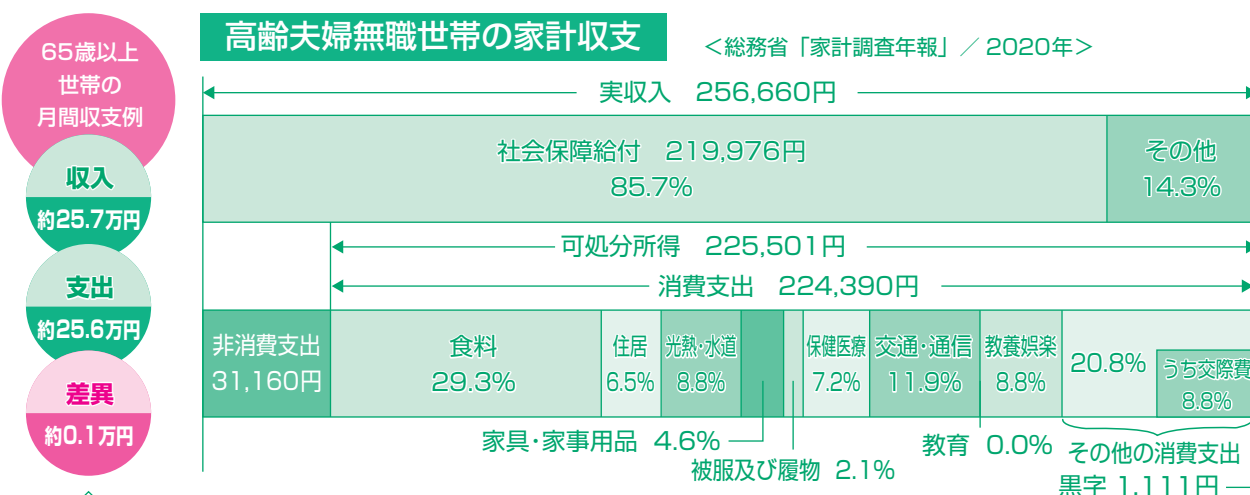
1 平均寿命は年々伸びています。 <厚生労働省「令和2年簡易生命表」>

令和2年の簡易生命表によると日本人の平均寿命は男性が81.64年、女性が87.74年となり前年と比較して男性は0.22年、女性は0.30年上回っています。

充実した老後を送るには、生活資金の確保が重要です。

2 ゆとりある老後生活のために自助努力が必要です。

世帯主が65歳以上で無職である世帯（夫婦のみ）の家計をみると、実収入は256,660円、支出全体は255,550円となっています。



ゆとりある老後生活のためには自助努力で準備する必要性

- (注) 1 高齢夫婦無職世帯とは、65歳以上の夫婦のみの無職世帯である。
- 2 図中の「社会保障給付」及び「その他」の割合(%)は、実収入に占める割合である。
- 3 図中の「食料」から「その他の消費支出」までの割合(%)は、消費支出に占める割合である。
- 4 図中の「消費支出」のうち、他の世帯への贈答品やサービスの支出は、「その他の消費支出」の「うち交際費」に含まれている。
- 5 図中の「黒字」とは、「実収入」から「消費支出」及び「非消費支出」を差し引いた額である。

3 充実した老後生活のための、自助努力の年金制度です。

年金月額約10万円を受取る時に必要な積立金額(60歳開始時)

年金種類	男女とも同じです
①10年確定年金コース	約1,137万円
②20年確定年金コース	約2,143万円

年金種類	男性	女性
③15年保証期間付終身年金コース	約2,456万円	約2,778万円
④10年保証期間付夫婦連生終身年金コース	約2,848万円	約2,850万円
	(妻が3歳年下の場合)	(夫が3歳年上の場合)

※記載の数値は将来改定されることがあります。ただし、年金受給権取得後は改定されることはありません。

電力総連 年金制度のしくみ

- ### 【掛金】
- 月払 1口 2,000円(3口から 50口まで)
 - 半年払 1口 10,000円(1口から 50口まで)
 - 一時払 1口 100,000円(1口から 200口まで)

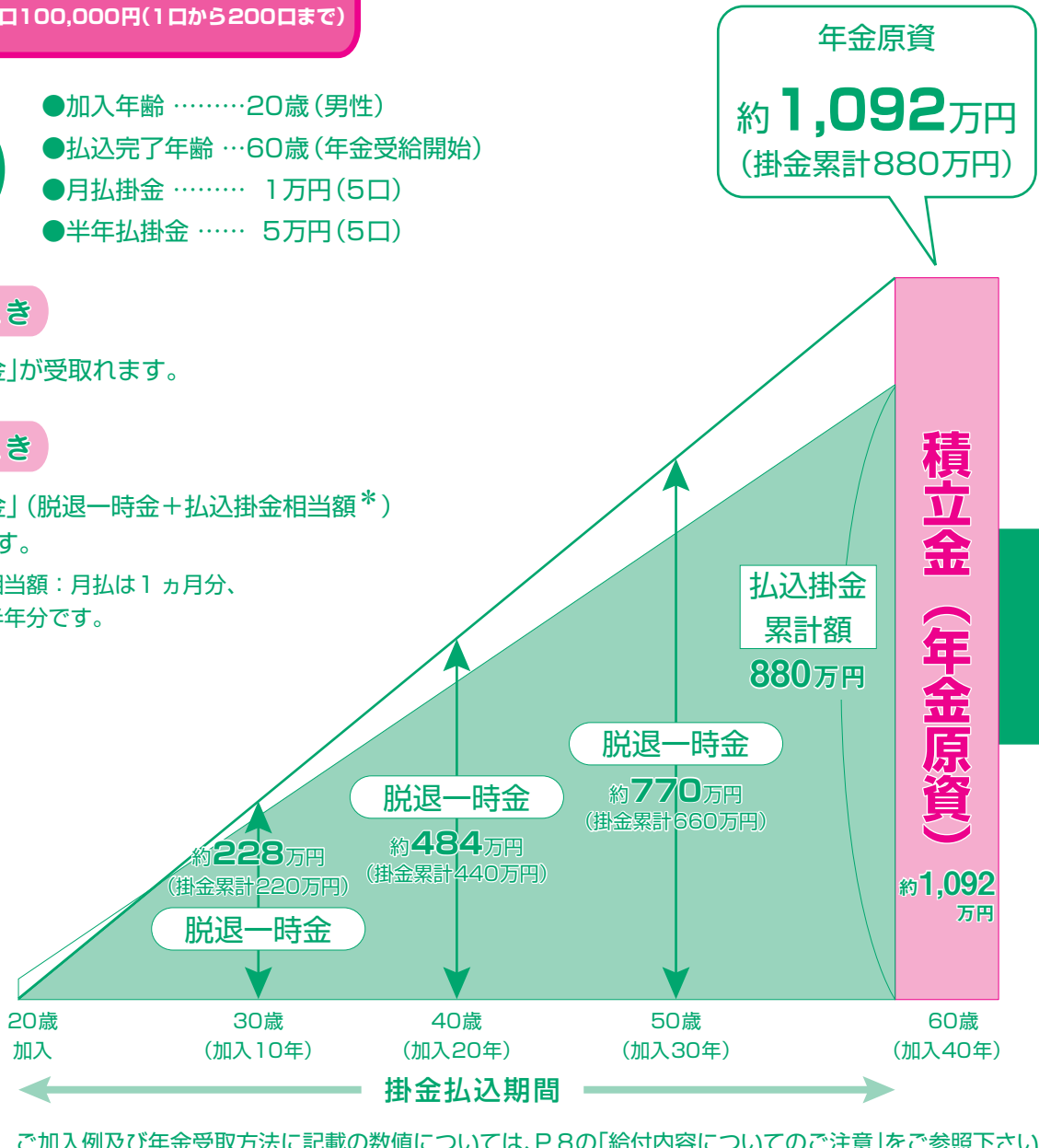
- ### ご加入例
- 加入年齢 ……20歳(男性)
 - 払込完了年齢 …60歳(年金受給開始)
 - 月払掛金 …… 1万円(5口)
 - 半年払掛金 …… 5万円(5口)

脱退のとき

「脱退一時金」が受取れます。

死亡のとき

「遺族一時金」(脱退一時金+払込掛金相当額*)が受取れます。
*払込掛金相当額：月払は1ヵ月分、半年払は半年分です。

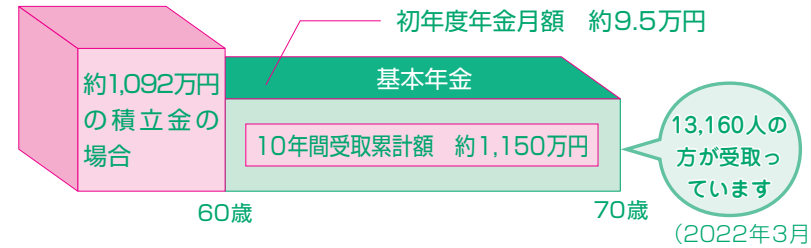


ご加入例及び年金受取方法に記載の数値については、P.8の「給付内容についてのご注意」をご参照下さい。

次の4つの年金コースからひとつをお選びください

① 10年確定年金コース

加入者の生死にかかわらず、加入者またはその遺族に「年金」が10年間支払われます。



② 20年確定年金コース

加入者の生死にかかわらず、加入者またはその遺族に「年金」が20年間支払われます。



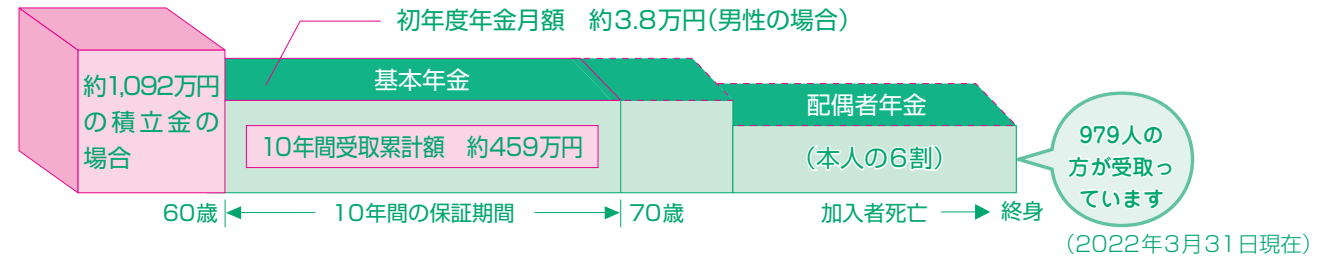
③ 15年保証期間付終身年金コース

加入者が生存中、終身にわたり「年金」が受取れます。15年の保証期間中に加入者が死亡された場合は、残余保証期間、遺族に加入者の受取っていた年金月額と同額の「年金」が支払われます。



④ 10年保証期間付夫婦連生終身年金コース

加入者または配偶者が生存中、終身にわたり「年金」が受取れます。10年の保証期間中に加入者が死亡された場合は、残余保証期間、遺族に加入者の受取っていた年金月額と同額の「年金」が支払われます。10年の保証期間経過後に加入者が死亡された場合は、配偶者に加入者の6割の「年金」が支払われます。



税上の取扱い

掛金 掛金から運営事務費を控除した額(保険料)が個人年金保険料控除の対象となります。[他に個人年金保険料控除を受けていないとき]ただし、満50歳以上で加入された方は一般の生命保険料控除の対象となります。

脱退一時金 一時所得の対象となり、50万円の特別控除が適用されます。
一時所得の課税対象額=(脱退一時金額-払込保険料合計額-50万円)×1/2(他に一時所得がない場合)
※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。

遺族一時金 相続税の対象となります。ただし、受取人が法定相続人の場合は、法定相続人1人につき、500万円まで非課税です。

年金 加入者本人が毎年受取る年金は、雑所得として課税されます。
課税対象額=(基本年金年額+増加年金年額)-(基本年金年額× $\frac{\text{払込保険料合計額}}{\text{年金支払総額(見込額)}}$)
※雑所得金額が25万円以上の時10.21%の源泉徴収を行います。
税務の取扱いについては、税制改正により、今後変更となる場合があります。